

第 17 回札幌市感染症対策本部会議 会議録

日 時：令和 2 年 11 月 7 日（土）14 時 30 分～15 時 00 分

場 所：本庁 12 階 1～3 号会議室

出席者：別紙座席表のとおり

【危機管理対策室長】

ただいまから、第 17 回札幌市感染症対策本部会議を開催いたします。

本日（11 月 7 日）、北海道の対策本部会議が開催され、警戒ステージの引上げが決定されました。

これらを受けまして、今後の対応等について、あらためて本部長であります秋元市長からご指示をいただくため、本日の会議を開催いたします。

はじめに、会議次第の(2)「現時点の発生状況と対応状況について」及び(3)「北海道における取組などについて」を一括して事務局からご報告させていただきます。

【危機管理対策部長】

はじめに、札幌市の状況です。

資料「札幌市の新型コロナウイルスに係る対応(概要)」をご覧ください。

11 月 6 日現在の市内の感染状況は、陽性者累計 2,533 名、現在患者数 504 名、そのうち、入院されている方 110 名、宿泊療養されている方 268 名、お亡くなりになった方は累計で 58 名です。

(2)男女別・年代別内訳をご覧ください。

真ん中「計」のところが、陽性者累計の年代別の数字となっています。20 代・30 代が多く、続いて 40 代・50 代となっています。

その下が、現在患者の年代別の内訳となっており、20 代が一番多く、30 代と続いている状況です。

グラフをご覧ください。

資料 1「札幌市における発症状況(11 月 6 日現在)です。

ここ数日で、感染者累計、現在患者数が伸びている状況が見て取れます。

資料 2、濃厚接触者の有無別の札幌市における感染者状況は、同じようにここ数日大きな数字となっており、濃厚接触者以外の感染者も一定程度いる状況です。

資料 3、年代別感染者の割合を示しています。

一番左側が 9 月 12 日から 9 月 18 日の 1 週間で、30 代以下の方が 83% となっていますが、一番右側、直近 1 週間は、30 代以下の方が 54.8%、40 代から 50 代 30.8%、60 代以上が 14.4% と、40 代以上の割合が増えてきている状況が見て取れます。

資料 4、1 週間ごとの市内感染者数の推移です。

現在患者数が折れ線グラフとなっていますが、1 週間前と比べ、大きく伸びている状況が見て取れます。

資料 5、直近 1 週間ごとの患者等の状況を数字でまとめたものです。

直近 1 週間は上から 3 つ目の四角です。

一番下に、11 月 6 日現在の、北海道が定める警戒ステージの指標の状況、札幌市の状況を示しています。

札幌市の状況は以上です。

続いて、北海道の状況を説明します。

資料「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第 25 回本部会議」をご覧ください。

本日、11 月 7 日に、北海道の第 25 回本部会議が開催されたところです。

資料 1 - 1 「警戒ステージ 3 への移行について」をご覧ください。

北海道の 7 つの指標ごとに、11 月 6 日の状況、11 月 5 日の状況、そして、ステージ 3 への移行の基準が記載されています。

11 月 6 日現在、重症者用病床使用数はステージ 3 の基準を超えていないものの、7 つの指標のうち 6 つの指標で超えており、新規感染者の著しい増加、世代間や地域間での感染の広がり、入院患者数の急増による医療提供体制への負荷等を総合的に勘案し、ステージ 3 への移行が決定されたところです。

ステージ 3 は、集団感染が数多く発生するなど、感染者が更に増加している状況で、経済活動への影響を考慮しながら感染状況に応じて徹底した感染防止対策を講じることによって、感染拡大の抑え込みを図るステージ、とされています。

ます。

資料 2、「警戒ステージ 3 における感染拡大防止に向けた施策について」をご覧ください。

集中対策期間は、これ以上の感染拡大を抑え込むために集中的に取り組む施策です。

期間は 11 月 7 日から 11 月 27 日までの 3 週間、内容は、特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請と、更なる感染拡大防止対策を実施するというものです。特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請については、札幌市内向けと、道内全域向けの 2 つに区分されており、札幌市内向けとしては、道民及び道内に滞在している皆様に、特に飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の徹底のほか、札幌市中央区の記載の一部地域では、22 時から翌 5 時までの酒類を提供する施設の利用を控えることなどが書かれています。同じように、札幌市内の事業者の皆様への要請もあります。

その他の道内全域については、体調が悪い時には外出を控える、感染リスクを回避する行動を実践する、マスクの着用、など、今までと同じく継続して行っていただきたいことに加えて、「新北海道スタイル」の実践を宣言している店舗を選んで利用してほしい、事業者の皆様にも「新北海道スタイル」の実践と感染拡大防止対策の更なる徹底をお願いしています。

2 ページ「感染拡大防止対策の更なる強化」は、感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備や、普及啓発等の強化、といった内容となっています。

事務局からの説明は以上です。

【危機管理対策室長】

続きまして、会議次第の (4)「札幌市における感染拡大防止対策について」です。札幌市では、ステージ 3 への移行後も、引き続き、感染拡大防止策の更なる強化として、「相談診療検査体制の更なる整備」と「普及啓発等の強化」に取り組んでまいります。

これらの取組について、各局区における取組状況等をご説明願います。

保健福祉局、お願いします。

【各本部員（各局局長職）】

（保健福祉局 資料あり）

資料「すすきの地区の感染状況について」をご覧ください。

札幌市内すすきの地区の感染状況について説明します。

市内の新規感染者数の週合計をみますと、9月の3連休の頃から感染者が増加し、やや落ち着きを見せたが、10月の下旬から感染者数が急激に増加し、11月6日時点の直近の感染者数は466人まで増加しています。

また、月別に見ると、10月の感染者数が707人と、9月の約3倍を示しており、急激に感染が拡大していることがわかります。

札幌市内の感染状況と、集団感染の事例ですが、10月は21件、そのうち、すすきの地区の接待を伴う飲食店等での事例が14件と、約60%を占めています。

また、若い世代の感染者数に占める接待を伴う飲食店等に関連する感染者が増加しており、10月は、20代が40%、30代が45%を占めるなど、感染拡大しているところです。

すすきの地区の接待等飲食店の発生店舗内訳は、8月9月10月と、状況が刻々と変化しているのが読み取れます。

8月は、ブルーのキャバクラ、赤色のガールズバー・ニュークラブなど、男性客が女性スタッフと会話を楽しむ形態の店での感染が多かったのが、9月になると、黄色のホストクラブ・メンズパブなど、いわゆる女性利用客が男性スタッフと会話を楽しむ店も見られるようになり、すすきの地区で働く従業員の利用する店での感染が多く見られました。

10月に入ると、グレーのスナック・ラウンジ、緑のパブ・バーも結構な割合を占め、性別を問わず様々な業態に広がっていると考えています。

「すすきの地区における感染傾向①」ですが、棒グラフで分かるように、主に若い男性を対象とした業態店の感染が3倍に、主に中高年男性を対象にした業態店の感染も4倍になっています。円グラフの青枠のところ、性別を問わず、飲食店従業員以外のお客も利用するパブ・バーへ感染が広がっていったということです。

また、陽性者の中には、すすきの地区の酒類を提供する料理店、いわゆる居

酒屋等を利用した例も確認されています。これらの店舗は複数で利用することが多く、お酒が進むと大きな声になりやすく、感染防止意識も低下すると考えられています。すすきのエリアの様々な業態の飲食店に感染が広がっている恐れがあります。

「すすきの地区における感染傾向②」では、接待を伴う飲食店等から、他の世代の集団へ感染が広がる事例もあります。これは典型的な事例を表していますが、飲食店から他の飲食店、そして学校や家庭、職場などに広がり、ご家族や福祉施設、病院へ拡大していく例も見られます。これらの福祉施設や病院に伝播することで、重症化しやすい方々に感染が広がる恐れがあります。

続いて③、3つ目の傾向ですが、すすきの地区の接待を伴う飲食店のうち、23%が、集団感染事例となっています。この集団感染事例となった店舗の多くが、朝方まで営業している形態であると思われます。

国のコロナウイルス感染症対策分科会からの提言で、長時間に及ぶ飲食、接待を伴う飲食、はしご酒は、短時間の食事に比べて感染リスクが高まることが指摘されています。

次ページは、以前から公表していたアンケート調査結果ですが、陽性者は陰性者よりもマスク着用率が低い、接客中は、更衣室・控室よりもマスク着用率が低い、との結果が出ておりますし、店内の換気状況も、陽性者は陰性者に比べて差が開いています。やはり、マスク着用、換気が重要であると考えています。感染状況については、以上です。

次に、資料「すすきの地区における集中的な感染拡大防止対策について」です。

基本的な考え方は、11月中に徹底した対策を行うことで、12月には市民が安心して楽しむことができるよう、先ほど示した感染状況の分析を行うとともに、国の専門家の助言も受けながら、感染拡大防止に集中的に取り組んでいきたいと考えています。

想定される感染拡大防止対策の1点目は、すすきの地区の酒類を提供する店舗に対する、一定期間の時間短縮営業の要請や、違法営業の疑いのある事業者対策として、道警からの指導を要請していきたいと考えています。

2点目、引き続きすすきの地区における積極的なPCR検査を実施していき

いと考えており、具体的には、受検勧奨を行うべき業態に戸別訪問などのローラー作戦を展開して、重点的な受検勧奨をおこなってまいりたいと考えています。

現在、すすきので行っている PCR 検査の対象業種を、接待を伴う飲食店だけではなく、居酒屋や美容室にも拡大するなど、検査体制を拡充してより積極的に検査を実施し、感染の蔓延を防ぎたいと考えています。

3 点目、店舗経営者などに対する感染予防策の徹底のため、研修会の実施や、感染者が発生した店舗等に対して、店舗内の感染予防策を確認するなど、再発防止に向けた取り組みを進めてまいります。

以上です。

【危機管理対策室長】

ただいまご説明のありました件について、補足等があればお願いします。
経済観光局、お願いします。

【各本部員（各局局長職）】

（経済観光局 資料あり）

資料「すすきの地区における営業時間短縮等の要請について」です。

感染症の拡大防止対策を短期的、集中的に展開するため、すすきの地区を対象とした営業時間短縮等を要請する、ということで、この要請は、特措法第 24 条第 9 項に基づく要請です。

対象地域は南 3 条から南 8 条まで、西 2 丁目から西 6 丁目までの区域としています。

対象施設については、徹底した感染防止を短期間に進めるということから、酒類提供を行うすべての飲食店としています。キャバレー、ホストクラブといった接待を伴う飲食店のほか、バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋などの料理店、としています。

協力要請の内容としては、接待を伴う飲食店と、バーなどの酒類提供を行う飲食店については、営業時間を 5 時から 22 時までに短縮することを要請します。

酒類提供を行うカラオケ店と料理店・食堂等には、酒類の提供時間を5時から22時までとすることを要請します。

要請期間は、本日11月7日から11月27日までで、感染の拡大が続き、更なる悪化が懸念される中、これを阻止するために、より強力な措置を図る必要があることから、これまでの集中対策期間の2週間より多い3週間としています。

協力支援金についてですが、事業者への周知期間や準備期間を考慮し、11月11日から27日までの期間において、要請に応じていただいた事業者に対して、一律20万円を支給することとしています。

以上です。

【危機管理対策室長】

この他に説明のある方いらっしゃいますか。

それでは、本部長であります秋元市長からご指示をいただきたいと思えます。

【本部長（秋元市長）】

10月28日に警戒ステージが2に引き上げられ、「相談診療検査体制の更なる整備」と「普及啓発等の強化」の2点に取り組んできたところであるが、その後も、感染拡大は収まらない状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、11月4日に行った鈴木知事との会談では、非常に感染者数が増えている状況から、より踏み込んだ対策も含めて、早急に新たな対策を講じていくことを確認したところである。

本日、警戒ステージが3に引き上げられたことから、感染拡大による医療提供体制への負荷を緩和するため、感染拡大防止に向けて、より強い対応が必要となっている。

まず、市民の皆さんに行動変容を呼びかけ、感染リスクを下げる行動を徹底していただくことが重要である。

疫学的観点による現状分析を踏まえ、すすきの地区の調査結果をデータで示したが、感染状況をより詳しく分析したところ、長時間に及ぶ飲酒を伴う会合などはリスクの高い場面となることから、改めてこれらを広報していくとともに

に、若年層に向けた SNS による情報発信をするなど、市民の皆さんの行動変容につながる啓発にさらに取り組むこと。

次に、すすきの地区における集中的な感染防止対策として報告のあった PCR 検査の受検勧奨や検査体制の拡充を進めるとともに、店舗経営者への研修会などを通じて、感染予防策の徹底を促進していくこと。また、感染者が発生した店舗などへのアフターフォローも含めて、感染防止策を徹底していただくために日頃のコミュニケーションを強めること

とりわけ、10 月以降、新たなクラスターの発生やその連鎖が確認されていることから営業時間短縮等の強い措置を実施することはやむを得ない状況である。

実施に当たっては、経済的影響に十分に配慮する必要があることから、店舗への時短要請に伴う協力支援金を速やかに支出するよう、事務処理を進めること。その財源については、北海道に対し、応分の負担協力の依頼を行っていることから、北海道と調整しながら取組を進めること。

【危機管理対策室長】

ただいまの指示について、対応をよろしく申し上げます。

最後に、ステージ 3 への移行を踏まえ、本部長から市民・事業者のみなさまへの呼びかけをお願いします。

【本部長（秋元市長）】

警戒ステージ 3 への引き上げに伴い、市民の皆さんには、改めて次のことをお願いします。

11 月 27 日までの 3 週間を集中対策期間として、

- ・ 体調の悪い時には、外出を控えて、ご自宅で療養してください。
- ・ 飲酒を伴う場面など感染リスクの高い場面や高齢者、基礎疾患を有する方と接する場面では、マスクの着用など感染リスクを下げる行動を徹底してください。
- ・ テレワークや時差出勤などの更なる活用をお願いします。
- ・ 接触確認アプリ COCOA や、道のコロナ通知システムの更なる活用をお願い

いします。

また、札幌市の疫学的観点による現状分析を踏まえ、次のこともお願いいたします。

- ・ 「北海道スタイル」に基づく感染防止対策が徹底されていない施設の利用を自粛してください。
- ・ 会食の際は非常に感染リスクが高い状況であることから、食べているとき以外は出来るだけマスクを着用してください。
- ・ 近距離で大きな声で話すことは感染リスクが高いため、大声で話さないでください。
- ・ 長時間に及ぶ飲酒を伴う会合はできるだけ避けること。
- ・ すすきの地区では、22時から翌日5時まで、酒類を提供する施設の利用を控えてください。

続いて、事業者の皆さんには、北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底をお願いいたします。

また、すすきの地区の事業者の皆さんには、営業時間短縮等によりご負担をお掛けしますが、短期集中的に、感染拡大を抑止するための必要な措置なので、ご協力をお願いいたします。

最後に、これから季節性インフルエンザの流行期を迎えますが、新型コロナウイルス感染症との見分けは、症状だけでは困難ですので、発熱時に医療機関にかかる場合は、ご自身のかかりつけ医か、#7119にお電話のうえで、受診されますようお願いいたします。

【危機管理対策室長】

各局区におかれましては、本日の本部長指示などを受け、今後の対応をよろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。